

午前9時30分 開会

○宮本会長 定刻となりましたので、令和4年4月農業委員会を開催したいと思います。

本日の署名人は、大坂委員と谷川委員でお願いします。

石川委員と野田委員につきましては、欠席という届けが出てますので、本日、今参加の委員で審議をしていただきたいと思います。

初めに、当委員会の事務局長が替わりましたので、森課長のほうから御挨拶をいただきたいと思います。一言お願いします。

○事務局 失礼します。改めまして、おはようございます。

前任の宮脇課長より課長職を引き継ぎました森でございます。

常日頃、農業行政、農業振興、地域の活性化等、御支援、御協力をいただいていることを、この場を借りてお礼申し上げます。

早速ですが、農業委員会規程に則りまして、事務局を課長とあと新任の保武が参りましたので、事務局長を前年から引き続いて農業委員会を担当している福田課長補佐、事務局委員を保武のほうで行わせていただきます。よろしく願いいたします。簡単ではございますが、御挨拶に代えさせていただきます。

○宮本会長 ありがとうございます。

そうしたら森課長、あと所用がございまして、退席ということで聞いております。またいろいろと事務局のほうに御迷惑をかけると思いますが、課長よろしく願いいたします。

では、議案のほうに移させていただきます。

事務局、議案よろしくをお願いします。

○事務局 おはようございます。では、よろしく願いいたします。

それでは、議案第1号、使用貸借権設定についての農地法第5条第1項の規定によります許可申請が1件ございました。

農業委員会受付は、令和4年4月5日でございます。土地所在地は、字●●●、番地は●●●番●で、面積は330平方メートルでございます。貸し人は、宇多津町●●番地●、●●●●様でございます。地目は田、台帳、現況とも田でございます。借り人は、●●市●●町●●番地●●●●様でございます。転用目的は、分家住宅でございます。水利につきましては、長縄手水利の同意をいただいております。また、近隣農地所有者の同意も併せていただいております。御審議のほどよろしく願いいたします。

○宮本会長 地図は、これですね。

各委員、何か意見、質問等ありましたら、いかがですか。

水利組合のほうは同意いただいているということで、また隣接同意もいただいているということでもあります。

意見ありませんか。特にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮本会長 そうしたら、異議なしということで、許可ということで進めさせていただきます。

では、議案第2号をお願いします。

○事務局 議案第2号農地法第18条第6項の規定によります賃貸借の通知書が1件ございました。

分かりやすく説明させていただきますと、小作権の解約についての通知になります。

農業委員会受付は、令和4年3月28日でございます。当事者は、貸し人、●●市●●町●丁目●番●●、●●●●様で、借り人は宇多津町●●番地●、●●●●様でございます。所在地は、宇多津町字●●●●番、●●番で、面積は641平方メートル、806平方メートルで、合わせて1,447平方メートルでございます。地目は田、台帳、現況とも田でございます。これを双方協議の上、解約するというものでございます。御承認のほどよろしく願いいたします。

○宮本会長 では、議案第2号でございます。

意見、質問等ありましたら。

○谷川委員 事務局さん、この●●さんはもともとは宇多津の人ですか。

○事務局 これもともと宇多津の方です。

○谷川委員 そうですか。

○事務局 そうです。嫁いで●●へ変わっております。

○宮本会長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮本会長 異議なしということで、1点質問させていただきます。

去年、賃貸借の解約ということで、このような申請出てきました。この場合、水利関係はどのように対応されてますか、地元の水利は御存じですね。

○事務局 一応は、今回もそうですが、お伝えしております。今回は、これがもともと次

の議案第3号に入ってくるようなものなので、これも合わせて同意をしていただいております。ということはお聞きしております。

○宮本会長 イメージとしてはあれですね。使用人と貸借人で変わりますと水利権の話がある。これはこれでいいですが、例えば水利費とか何かのときに当然水利のほうへ連絡が行ってますねということで、確認だけです。分かりました。そうしたら、水利も御存じということで伺っておきます。

そうしたら、異議なしということで許可で進めさせていただきます。

続きまして、議案第3号をお願いします。

○事務局 農地法第3条第1項の規定によります許可申請が1件ございました。

先ほど、議案第2号につきまして承認いただきました農地についての所有権移転でございます。

農業委員会受付は、令和4年3月28日でございます。譲渡人は、●●市●町●丁目●番●●、●●●●様。譲受人は、宇多津町●●番地●、●●●●様でございます。所在地は、字●●●●番、●●番、●●番で、面積は●●番が641平方メートル、●●番が806平方メートル、●●番が588平方メートルで、合わせて2,035平方メートルでございます。事由につきましては、これまで長く譲渡人の小作地として譲受人が耕作を行っていましたが、譲受人が経営規模の拡大を目的としたことから、譲渡人と譲受人の間で話し合いが進み、この申請に至った次第でございます。御承認のほどよろしく願いいたします。

○宮本会長 3条の申請です。

意見、質問等ありましたらお受けします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮本会長 異議なしということで、許可ということで進めさせていただきたいと思いません。

そうしたら、次の議案に入りたいと思います。

その他のほうになります。

事務局、お願いします。

○事務局 よろしく申し上げます。

その他のほうに入らせていただきます。

認定農業者の諮問についてでございますが、2月の農業委員会の席にて少し触れさせて

いただきましたが、1月に申請がございました宇多津町●●番地在住の●●●●様の案件でございます。

既に、議案書と一緒に送らせていただいております。令和4年3月18日付にて、坂出・宇多津地域農業再生協議会より審査の結果、適当と認められましたので、この場にて御報告させていただきます。

本日、宇多津町農業委員会として御承認いただけたらというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○宮本会長 農業経営改善計画認定申請書ということで、事務局のほうからもありました坂出・宇多津地域農業再生協議会、令和4年3月11日付で書面決議という形で出ておりました。それをもって農業委員会にも、当委員会への申請という形だと思います。

私もちょっと勉強不足ですが、町としての認定基準というのは何かありますか。

○事務局 町としては、特段はありません。

○宮本会長 そうしたら、もう再生協議会のほうでも承認いただいているということで問題はなかろうかと思いますが、皆さん御意見、質問等ありましたら受付させていただきたいと思います。

この●●さんというのは、●●ですか。

○事務局 そうです。

○宮本会長 年齢が●●歳だったと思うんですが、これからずっと農業をやっていこうという形で頑張られると思われれます。大変うれしい話だと思います。

何か意見、質問等ありましたらお受けします。

谷川さん。

○谷川委員 事務局、●●さんというたらもともとどこの人ですか。

○宮本会長 ●●。

○谷川委員 この●●さん。

○宮本会長 はい。

○● ●委員 ずっと宇多津町にお住まいです。

○谷川委員 ●●ですか。

○● ●委員 いやいや。●●のそこから二、三軒向こう。

○事務局 そうです。

○● ●委員 もともとずっとお住まいです。

○谷川委員 そうですか。

○宮本会長 ほかに特にございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮本会長 そうしたら、当委員会としまして申請書をいただいておりますので、認可という形で進めさせていただきたいと思います。

○事務局 ありがとうございます。この●●様につきましては、この後、本日皆さんから承認いただいたということで、町長まで決裁を取らせていただきまして、5月1日付で一応確定という形で進めさせていただきます。

○宮本会長 認定者として確定される。

○事務局 そうですね。

○宮本会長 ちなみに、●●さんが認定者やな。

○事務局 そうです、今は。

○宮本会長 2号ということですか。

○事務局 もう一人おられます。●●さんという方が。

○宮本会長 3人目ですか。

○事務局 3人目です。

○宮本会長 失礼しました。

○事務局 そういう予定で行きます。よろしく願いいたします。

○宮本会長 では、この案は終わります。

続きまして。

○事務局 続きまして、もう既に皆様方に資料としてお配りさせていただいております宇多津町農業経営規模拡大推進事業補助金交付要綱につきまして、これから皆さんにいろいろと有利というか、そういった展開をしていく上で、改正していくところは改正していき、進めていけたらと考えております。このあたり、また会長さんのほうからよろしく願いできたらと思います。

○宮本会長 まず、当月の案内書の中に、皆さん資料として送っていただいております。まず、一読はされていると思います。

それで、この要綱の見直しにつきましては、去年アンケートをやりまして、町長のほうに、4つの検討を行いますということで、要綱の見直しの提案をさせていただきました。

当委員会で、皆様の意見を反映して、より使い勝手のよいものということで考えていきたいと思えます。

アンケートの中にありましたように、まずこの要綱の第2条を読んでいただきたいと思えます。第2条の第1項(1)ですが、本町に在住し、経営規模を拡大する農業者云々というところがありまして、この要綱の補助金をいただく要件としまして、自作地及び借地を合計した経営農用地面積が50アールを超える者または云々ということで文章があります。ここの50アールにつきまして、稲田委員のほうから50アールについてちょっと議論させていただきたいと、見直しをしていただきたいという話がありました。それにつきまして、稲田委員何か意見がございましたら。

どうぞ。

○稲田委員 今現在、宇多津町で50アールの農地を持たれている方がどのぐらいいらっしゃるのか、ちょっと分かりませんが、感じた感じではちょっとなかなか少ないのではないかなという。それで、アンケートの中にも、これだけは持ってないからできないみたいなアンケートも確かあったと思えます。そういう中で、もう少し手の届きやすいというか、そのあたりの農地を持っている人にもそういうことができやすいような形にできればと思えました。

○宮本会長 これは、ちょっとくどいようですが、自作地及び借地、すなわち例えば自分が30アール持っているよと。20アール借りますよと。それで、合計50アールですよという基準を示しています。

今、稲田さんが言われましたように、私個人的な意見としましては、ちょっと下げてもいいかとは思っています。ちなみに、相続税の猶予条件で農地の猶予条件がありまして、たしか私のおときには40アール、4反だったと思うんですが、宇多津町は何反ですかね。御存じですか、事務局。

○事務局 3反です。

○宮本会長 分かりました。たしかそうだったと思えます。私のおときは4反、40アールでした。今言いましたように、現状3反に下がっていると思えます。すなわち30アールです。自分の土地を30アール、人から借りるのを20アールが、今一つの例として申し上げたんで、例えば3反ぐらいなかったらある程度農機具もないし、買っても今どき厳しいので、それで皆さんの買ってやるにしても義務的なものが果たせないかなという気はします。

この50アールを、今稲田委員の意見も参考にしますと、これ40アールに変更したらどうかというのが私の意見です。

大坂委員、どうぞ。

○大坂委員 40アールで、今の農業で経営が成り立ちますか。

○宮本会長 いやいや、まあどうぞ。

○大坂委員 ただ、その中で実際に施設園芸は別だと思えます。露地農家で、50アールでも採算取れないのに、野菜作りであれば50アールになったら、ある程度のお金は取れると思う。40アール野菜作っても、なかなか生活できないですよ。そういうこと考えたら、50アールで十分ではないですか。ただし、施設園芸の場合には、施設園芸で20アールしているのであれば、それである程度大丈夫だから、そこら辺だけ変えたらいいのではないのでしょうか。

○宮本会長 今の大坂委員の話をまとめますと、農地だけ、田んぼだけでは、まず50アールでは厳しいのではないかということで、この50アールそのものは残し、施設園芸等で幾らにしましょうか、文章的には。

○大坂委員 この施設園芸で稲田さんのところはどのくらいしてますか、ハウス。

○稲田委員 40アールぐらいですかね。

○大坂委員 そうでしょう。

○稲田委員 ハウスの単純な面積で40アール。

○大坂委員 それは、やはり作るものによって変わってはくると思うけど、ある程度の面積がなかったらハウスでも難しいでしょう。そのハウスを20アールなら20アール以上の者は、施設園芸20アールやって一般の米作りとか野菜を少々やるのであれば、それぐらいで経営は成り立っていくかもしれない。でも、若い人は特に、子供が小さかったらもっと収入が必要でしょう。それからいったら、この面積下げてしまうと、兼業農家のようなところも対象になってしまうのではないですか。

○宮本会長 稲田委員、どうぞ。

○稲田委員 経営して食べていく農地をこれから維持していくのであれば、それが多分一番いいんだらうと思います。ただ、耕作放棄地を増やさないようにするために、空いたところを少しでも農地として維持するよという意味で私は申し上げたわけです。

○宮本会長 なるほど。

大坂委員、どうぞ。

○大坂委員 ただ、そのときに、今言う中途半端な農家が農機具もないのに、前回のアンケート調査の中で農機具の所有、そこらあたりも一緒に聞くべきだったと思う。機械がないのに、いくらでもやれと言ったってできるはずがない。今、1人はトラクターも買って耕作している人がいる。あの人は、実際にやる気があるから、田んぼも借りたり購入したり、いろいろやっている。それぐらいの意欲がなかったら、農業経営って。その人にして、自分が別に仕事を持っている。それぐらいでなかったらできないのに、この面積減したら何をしているのか分からないと思います。

○宮本会長 ほかに意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宮本会長 いろいろな意見いただきました。

そうしたら、この50アールというのは、これはあくまでも原則50アールということで、超えるという意味で、当然これ以上のものであれば問題はなかろうかとは思いますが。

それと、当然この申請を受けるのは、ただ単に受けたというだけではお金は下りません。当然、その借りたところの農地を必ず耕したり、3分の1以上は作らなければならないといういろいろな規定がございますので、制約はある程度されているとは思いますが。

そういう意味で、この面積について今議論いただきました。どのようにしたらいいかと、皆さんいかがですか。このまま置いときましょうか、それともというところです。

大坂委員。

○大坂委員 もうこのままでいいのではないですか。ただ、今言う施設園芸は別途に考える。その年齢にもよりますが、ある程度家庭を支えていく職業としてやるのであれば、施設園芸でも20アールぐらいは最低なかったら、年間所得の維持ができないだろうと思う。

○宮本会長 そうしたら、これに文章を追加しましょうか。これは、このままで置いて、施設園芸の場合は、例えば20アール以上というような文章を追加しますか。

○大坂委員 その20アールにしても……。

○宮本会長 例えば、30アールでも結構ですよ。

○大坂委員 ただ、作る品種によって変わってくる。

○宮本会長 当然、当然。

○大坂委員 なので、そこら辺はもう一言だけ、施設園芸の場合は別途検討するとか、そういった格好で、やっぱり作る品目によって変わってくると思う。アスパラだったら一度

植えたら10年もつ。そういうふうになってきたら、10アールでも1反当たり二、三百万円ぐらい、200万円ぐらいの純収益は出てくると思う。1反で。だから、そこら辺は作る品目によって検討するような格好でしたらいいのではないですか。

○宮本会長 そうしたら、こういう文章でいかがでしょうか。自作地及び借地を合計した経営農用地面積が50アールを超える者。また、施設園芸の場合は別途考慮するというような文章で追記したらいいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮本会長 面積を書けば、また今言われたように種類によって変わってくるという御意見もありますので。

そうしたら、これで稲田委員よろしいでしょうか。

次に、第3条のところに移ります。

3条にも補助金の交付農地は宇多津町農業委員会の許可を受けて存続期間が6年以上の貸借権の設定を受けた農地という文章になっております。

ちょうど去年の11月に、中間管理機構のほうから説明がありまして、原則3年以上でも今はいいですというような話がありました。谷川委員のほうが、その前の前ぐらいでしたかね。農業委員会のほうで6年はちょっと厳しいので、何とか再考してはどうかというような意見もありました。11月の話です。

それを踏まえまして、皆さん、各委員、この6年という貸借期間の見直しを行いたいと思います。いかがでしょうか。

大坂委員。

○大坂委員 ある程度、その6年というのがその効果を確かめるため、3年ぐらいでころころ変わって、それがまた放棄地になったりするんでは、このお金を出した意味が薄れるんじゃないですか。やはり、6年ぐらいはやってもらわないと私は思います。

○宮本会長 谷川委員、いかがですか。一応、中間管理機構の原則3年以上ということで、それで受け付けますよと、受け入れられますよという形で。谷川委員のほうも6年はちょっと長いんで、皆さん話を聞くと3年ぐらいでというふうな意見があったという発言がございました。谷川委員、いかがですか。見直しを3年という話がありましたが、いかがですか。

○谷川委員 3年といたら、また短いかもしれない。今大坂さん言っていたこともわかる。けれど私は大体4年ぐらいの期限で更新ができたらと思って、3年といたらひょっ

とまた中で短いと問題もないことはないと思うので。これを県が6年を、6年が長いから少し短縮はできるという、県もそれは言っているから。だから、できたら4年ぐらいで、宇多津地区としては4年4年の更新ぐらいでしていただけるならどうかと思います。

○宮本会長 その他意見ありますか。

大坂委員、どうぞ。

○大坂委員 今、農業委員会で土地の貸し借り、農協でもやっています。そこらあたりが実際どのくらいあるのか確認してもらいたい。別に、この補助金もらわなくても、他人さんの農地を借りてやっている人は実際いると思う。それは、純粹にいろいろ自分がやりたいこととか、そういったことを目指してやっと思ふ。もう私も2反ぐらいしか田んぼ持っていないけど、一応3反ぐらいになっています。けれども、こういったことを目的に田んぼ借りているわけではない。この補助金のお金があるからとか、ないからとか、そういう意味でなく、やはり地元の中の今稲田さんが言っていた耕作できないような田んぼを作っていくと。今日も一件ありました、農協で。そういった意味からいったら、この利用がないということはこの年数が長い、長過ぎる。そういうことでもないと思う。実際に、本当にやろうと思ったら、このぐらいの年数はやると思ふ。ある程度長いほうが、宇多津の地区内の放棄地を減らすために努力していく格好にはなろうかと思ふ。お金くれるから、くれないからとかそんなことは考えない。もう固定資産は払わなくていいんだから、そういった面からいうたら、やりたい人はやっていると思ふ。

○宮本会長 この要綱は、前会長のときからこれを設定しました。アンケートを皆さんいただきまして、4つの一応対策ということで皆さんの意見を伺って作りました。担い手の話、機械の補助金、この交付金、池の草刈り等、あるいは井手ざらいの補助金、これ全て宇多津町今宅地化が進んでいる中で耕作放棄地をいかにとどめるかと。あるいは、農水省のほうから地目の見直しをというような通達もいただいています。そういう中で、いかに耕作放棄地あるいは非農地化を防ぐための方策の一環として、この補助金制度。これは、あくまでもこれをもらうからという、今大坂委員が言われた目的ではありません。これは、1つの助成するためで、これをいかに防ぐかというための方策の一つということで位置づけてます。

だから、今の年数の話、今6年、4年、3年とかいろいろ意見がありますが、これを短くすれば乗る人も出てくるでしょうし、谷川委員が一度農業委員会で言われたのが、つくったときに、ある人に農業委員会の書類があるから一緒に行って判だけついたら申請でき

るという話もされたけど、なかなか足が重くって受けられなかったというような実例も話されてました。それは、面倒くさいとか、使い勝手が悪いとか、いろんな意見であったと思われる。見直しという形で、今補助金の議論をさせていただいてます。今、実際つくってから4年になりますが、一応事例としてはゼロという形で推移してます。

大坂委員、どうぞ。

○大坂委員 今、本当に農地として活用されていない農地は進入路がないとか、それはそういった田んぼが何で今まで残ってるかといったら、農振地区から外れて土地改良事業が全く宇多津はできないと。軽トラが入らない、トラクターが入らないという田んぼはどうにもならない。でも、今●●さんとは、農道がついてないところでも、その田んぼを借りて、隣の田んぼを借りて何とか入って耕作はしてくれている。●●さんもこういった事業をやろうと思ったらやれるけど、申請が上がってきていない。そこら辺どうしてか、本人に聞かないとわからないけれど、実際に道のない田んぼも使っていますよ。●●さんの。あの田んぼや入り道ない。●●さんとこの田んぼを借りて、それで入っていつているはず。そういった人もいるけど、この事業を利用しないというのはどうしてか私には分からない。

○宮本会長 西山委員。

○西山委員 私、この補助金のことはあまり、委員になってから補助金が、こんな交付金があるんですというふうに聞いたんですけども、それから実績は今まで何にもない。実際に申請が上がってこないということが、如実にこの補助金の使い勝手というか、それをあまり思っていないんです、皆さん。アンケートやああいうので、出てきたというようにしておりますけど、大多数の人が、これもほかの地域の今●● ●●じゃないような地域と●● ●●のあるような分のサンプルをつくって出してきてる。条件が、もう宇多津とはまるっきり違うような気がする。宇多津の人は何を求めているのかといったら、あのアンケートの中で思ったんですが、自分の田んぼの資産運用として何とか持ち越せたらいいと、こういうような感覚でないかと思う。だから、●●でも年間七、八反ぐらいが、今もう年間宅地に転用されています。そういうような状態が続いている中で、農業●●

●●改良区と同じようなものが宇多津に必要なのかというような感じも思ったりします。というのは、それならそれまで何をするかといったら、今農協や農業委員会の事務局のほうでいろいろ相談事業、相談事業みたいなものだけでいいんじゃないかというような感じも私もしているんですけどね。だから、実際に実績がないというようなところであれば、そ

れほど固執するものではないのかなというような気もしております。

○宮本会長 ほかに意見ございませんか。

一応、この要綱の3月のときの資料で、皆さんに送付した附則のところ、この要綱は平成36年3月31日限りで効力を失うという形で、施行から6年でこの要綱というのは一応失効するという形にはなってます。すなわち、これは実績等、あるいは今回私は見直し必要か等で皆さんに御提案させていただいてますが、そういうことを踏まえて6年ということで30年からこの要綱を作りましたので、36年で失効すると。すなわち、令和6年で失効するという形の要綱です。つくった段階では、皆さんの御意見いろいろあったんですが、これもともとベースになるものは当然中間管理機構が持つてる要綱の補助金要綱をベースにして、宇多津町なりのものでつくったといういきさつはあります。

もう一つ申し添えますと、アンケートを皆さんお配りした中で、この要綱を知らないという、今西山委員があったのか分からないよということで、アンケートを取った時点で、ああ皆さんこういうのがあるんだねというような認知はある程度された。そうしたら、その中で皆さん10年以上今の農地を持続したいという意見を踏まえて、そうしたらこういう補助金がありますよ。ちょっとでも皆さんの助成にはなろうかという形で、周知はアンケートでできたとは思いますが。すなわち、10年以上持つのであれば、それで例えばこの制度6年なんですけど、見直しはいかがですかということで皆さんに今日来ていただいておりますが、10年以上持つんだ、あるいは6年ですよ。書類を出せば2万円いただけますよ。中間管理機構も同じことです。だから、それはもう借る人、あるいは渡す人、両方とも2万円。中間管理機構は、受ける人だけが2万円ですから、宇多津はもっと優位性を持たせておるといふ特徴はあります。だから、あとは申請する、しないは、これはもう所有者と受ける人の話です。個々の事情は、皆さん家庭の中の事情はあろうかと思えます。それは、いわゆる今までの対応です。

谷川委員が言われたように、4年というふうに短くすれば、使い勝手としてはよろしいかとは思いますが。

西山委員、どうぞ。

○西山委員 腰を折るような話をしてしまったんですが、この補助金として置いとくんがいけないとか、そういう話ではないんで、何が必要なのかといたら、農協がしているような窓口対応ですかね。この農地が耕せないから、そしたら営農集落に頼みなさい。それで、● ●のともいろいろやられているんで、そういう組織づくりのほうが、もっ

とみんな金や期間の制約を受けて云々ということまでは思っていないのかなというような感じはするんです。ですから、そういう窓口の強化のほうが、今の少ない農家の中で助かるというたら、そういうような窓口の設定をきちんとするというのが大事なかなあというような感じはちょっとしております。

○宮本会長 今、西山委員が言われた、いわゆる担い手ですね。だから、今アンケートに対する4つの対策というのをつくって、皆さんにも周知していただいていますから、新しい担い手をつくるための補助金制度をつくりましょうというの、それ1番に上がってます。それが、担い手がいれば、当然農地は例えば貸すなり、いろいろして非農地化、あるいは耕作放棄地化を制御できると、抑制できるというために、担い手に対する補助金の1項目に上げてます。その担い手が、新たに営農するのであれば、当然機械が要りますので、2番目に機械の購入の補助金制度の検討というのが2番目です。3番目が、これです。4番目が、今言いましたように池の草刈りとか、いわゆる作業に対する補助金ということ、全てこれ一つのパッケージとして皆さんが御意見をいただいてつくっていかうという方向性を示しております。

だから、前々回も申しあげましたように、委員会毎月1回ですので、3月は谷川委員も大坂委員も稲田委員も皆さんちょっと欠席だったので、今回の4月に順延して今これを協議させていただいています。

次に、これが終わりましたら、皆さんに資料いただいています、多面的機能支払い、この中の項目にはなるんですが、池の管理とか井手ざらいとかという分についての議論を来月やっていきたいと思えます。

それが終わりましたら、今言いましたように担い手の話、あるいは機械の補助金の話を皆さんで議論して、考えていきたいというような方向性でおります。

1回目が、この要綱の話です。そういう方向で皆さんからお知恵を拝借し、考えていただきたいということです。

西山委員が言われたように、担い手、法人、いろいろな形でつくっていけば安心か、あるいはいいなあという意見、それは考慮した対策ではあろうかと思えます。

ちょっと、議論長くなりましたが、この年数6年の話どういうふうにしましょうか。

谷川委員、そうしたら中間管理機構も原則3年ということでもいいという話がありますので、今谷川委員が言われた4年という形で、これ改正して進めたいと思えますが、皆さんいかがですか。

これ変わって、それでまたお借りして作ってる人に、こういうふうに変ったというのを申し上げて、それでやろうかということがあれば受けられるし、6年が長いんで4年になったよというのも一つの改善点かというふうには考えてますので。

稲田委員。

○稲田委員 これ中間管理機構の文言はどういう感じ、この前説明していただいたんですけど、3年でもいいみたいな話し方……。

○宮本会長 原則3年以上ということ。

○稲田委員 文章的には、どういう文章になってるんですか。6年と書いるけど、実際は3年でもいいみたいな感じでしたが。

○事務局 取ってきましょうか。

○宮本会長 ありますか。ちょっと見てください、私も探しておきます。

私の手元にこういう資料があるんですが、これ人・農地プランの実質化という分で、農地中間管理事業の早分かりクエスチョン・アンサーですか。この中にあるんですが、ちょっと事務局来たら話しましょうか。活用レポートの中にもあります。皆さん資料があれば、この分の右側の一番下の真ん中。ちょっと読み上げます。

機構に貸し出す場合に、その貸借期間は定めがありますか。原則として6年以上の設定期間としています。なお、借受け希望者が6年未満の設定期間を希望している場合は、3年以上であれば貸借等満了時に更新の協議を行う旨の同意を要件として可能なものとしておりますということで、これを原則3年というようなことで発言されたというふうに理解しております。私は。

稲田委員そういうことで、一応3年という数字の形はこれで表れているというふうに、たしか11月のときに説明を受けたと思われま。

今、事務局が手元の資料をお配りしたと思いますが、中間管理機構、ここですね。中間管理機構● ●ビジョンの推進という、一番下のところですね。ここで、原則6年以上、再協議の同意があれば6年未満でも可ということで、3年以上であれば貸借の設定更新の協議を行うことでいいというのが、一応農振地域に適用されている中間管理機構がしている施行です。

谷川さんが心配されている3年というのは一応こういうことで、他の地域も原則3年以上ということで、問題なかろうかという形の数字ではあります。

大坂委員、どうぞ。

○大坂委員 我々は、6年以上ということで、6年未満での再設定の協議の同意があればというふうな文言を入れたらどうですか。

○宮本会長 そうしたら、この6年という要綱のほうですね。要綱の6年というところに。

○大坂委員 未満でも再設定の協議の同意があれば6年未満でも可能ということを入れるんなら入れたら。

○宮本会長 今、これいただいた資料と、多分一番最後のページ、ここを読まれてると思います。ちょっと、私が読み上げた人・農地プランの、これも中間管理機構が出してるやつなんですけど、ここの文章はこうなってます。6年以上の設定期間とします。期間が借受け希望者が6年未満の設定期間を希望している場合、すなわち6年以下にする場合は、3年以上であれば貸借等の満了時に更新の協議を行う旨の同意を要件として可能なものとしておりますと。すなわち、3年以上という。ここは3年になっているんです。

○大坂委員 以上の再協議をするという、その文言を入れて。

○宮本会長 分かりました。そうしたら、ここに3年以上であれば貸借等の満了時に更新の協議を行う旨の同意を要件とするという文章を入れさせていただきます。

○大坂委員 ということは、貸手、借手が同意しないとイケないという。

○宮本会長 当然です。

○大坂委員 それを文言入れたらどうですか。

○宮本会長 そうしたら、今の6年以上の貸借のところを、3年以上であれば貸借等の満了時に更新の協議を行う旨の同意を要件とする。して設定を受けた農地というような文章に変更したいと思います。

○大坂委員 一応、この6年、原則は6年以上で、3年超えて再協議をする、その6年はそのまま。それで、その後に再設定をするときに、双方の同意があれば3年以上であれば構わないと。

○宮本会長 この文章に変更したいと思います。すなわち、3年以上であればということで、同意があれば3年でもいいというような文章になります。

以上、あとこの要綱についての御意見をいただきたいと思いますが、ありますか。

今日、今回限りでこの要綱の見直し、協議が終わったとは思わないでください。例えば、5月に聞き忘れたこととか、こういう意見はどうだろうかというので出していただいても結構です。くどいようですが、4件検討したいと思いますので、まだ期間はありま

す。今日いただきました意見を踏まえて、要綱の改正案という形で事務局のほうにつくっていただいております。要綱ですので、これが皆さんの意見が固まって同意をいただければ、これは要綱、町長のほうに提出して同意をいただけるか、あるいは駄目だと言われるか、これは別の話という形で、委員会としてはこういうふうにまとめましたという形を、例えば9月なり8月なりを目途につけたいと思います。この件につきましては、今月に限らず来月でも話をしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

では、要綱につきましては話はこれで終了したいと思います。

次に、多面的機能支払交付金、ちょっと説明。

○事務局 パンフレットは皆さんへお送りしているので、簡単に。

○事務局 簡単に説明したいと思います。

多面的機能支払交付金というものがあまして、国と県から補助金をもらって、うちも補助金、宇多津町から補助金を出すという流れになっています。

初めにというところで、農業、農村は国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民が享受しています。しかしながら、近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動に支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する、担い手農家の負担の増加も懸念されていますということで、多面的機能の維持発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進しますということで、この多面的機能支払交付金が作られました。

○宮本会長 ちょっと、事務局すいません。

今、初めのところを1回読んでいただきました。これ皆さん当然資料をお渡ししておると思います。来月の委員会で、アンケートに対する4つの対策のうちの一つ、ため池の草刈りとか、水路管理の補助金とかということで、宇多津町のほうでたまたまなんですが条例として作成していました、もうできたんですね、あれは。

○事務局 できました。

○宮本会長 それを来月、5月の農業委員会に宇多津町が設定しました、当然これを踏まえての条例だというふうに認識してます。委員会でも、同じことを同時進行みたいな格好で条例をつくっていたそうです。それが、3月議会のほうで通過しましたので、皆様のほうに5月の委員会で、その条例の文書を資料としてまた送付させていただきます。そのと

きに、併せてこの多面的機能支払交付金と関連しますので、これを併用して皆さん読んでいただき、その条例を皆さんで見てくださいというふうに考えていますので、この交付金につきましては来月の委員会で条例、この交付金の内容を参考していただきまして、議論していただきたいというふうに予定しております。いかがですか、皆さんよろしいでしょうか。

どうぞ、大坂委員。

○大坂委員 結局、宇多津町独自のこういう多面的機能の補助金を出す対象のものを設定するということですね。

○事務局 今回、本来は国のほうがこういう、宇多津町の場合は設定外だったんですよ。要はね。けども、やはり皆さんの御苦労というのもいろいろあつたりするじゃないですか。ある程度お金がない中で、例えば来月やられる井手さらいとか、そういったものも含めて非常に経費がかかると。例えば昔でいう参加しなかったら5,000円もらうとかという話ですが、そういうものはもらった例があまりないと。また、逆に宅地化が進んできて、そういう人たちを対象にそういうことを伝えたとしても、それに乗ってくる話でもない。そうすると、維持管理が非常に難しくなってくるというふうなことが、もう大きな前提です。宇多津町は、逆に言ったら特例です。正直申し上げて、もう今宅地化が進んで田んぼがないという状況の中で、それをくださいと言っても、その対象になるものがないのに出せないというのが、もうこれ国の考えなんですよ。

それでも、やはりほかのところはそういうことで動いているのに、宇多津町だけがないというのも非常に残念な話なんで、それを多少なりとも、そこでちょっといただけないかということで、これ進めさせていただいた次第です。

○大坂委員 このこの書類の中で、こういう活動組織という中で、本来は国が考えておるのは土地改良事業の中で実施していくというふうな考え方ですね。これ集落活動とか地域の関係団体という話であるけども、大本は基本的には土地改良事業、農振地区が対象というやつを宇多津町が農振地区から外れているから、町自体が独自にやろうとしてくるわけですね。

○事務局 そうなんですよ。極力取れるところは取ってきて、捻出できるような形にできたらと。ただ、条件がありまして、まず1回目のときのどういうふうな活用をされるというふうな中で、今から言う災害ですね。例えば、今回で言うとため池が崩壊した場合のハザードマップを作ったんですけど、池が崩壊した。そういうときに係る池、宇多津9つあ

るんですよ。そこのとこのカバーというような形を、まず決めてくれというふうなことがあって、今回ため池に全部こういう危険度看板というのを国から補助をもらった分であったんですけども、そういう中でり面とか、そういったところできちんと災害が起きても、まずあれやるということを条件として活用くださいというふうな形で今進んできとるわけなんです。だから、もちろん水利の方もいろいろおられるんですけども、まずは災害重点農業用ため池ということを前提に、今回のこの助成を利用していくというふうな形で、町としては今考えておるところでございます。

○大坂委員 それで済んだら、ある程度また下へ下りてくる。

○事務局 そうそう、まあいろいろと、これ以上にやっぱり使われるところとか、また古くなってきてるとこは危険が伴うというようなところは、やはり改修もしていかないと、町ではなかなかできないところでもやっぱりそこへ足を進めていかなかったら、今後農業についても非常に大変なことになるのかなというふうに思います。

○大坂委員 分かりました。

○宮本会長 今、さわりの部分だけ事務局のほうで説明いただきました。来月には、その条例の文書なり資料をお送りしますので、来月の委員会で皆さんの、私が言った対策4つ目のところの補助金になります。ため池の掃除とか水路掃除とかの補助金についての関連という形が現実化してきたということで、皆さん議論していただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

ちょっと時間長くなりましたが、これをもって閉会とします。

午前10時50分 閉会